

栃木労働局「今月(3月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



局HPのトップページのここに掲載しています！

① 労働災害増加に歯止めがかからず！ 特に転倒災害防止の徹底をお願いします！

- ① 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しつつ、基本的な安全管理の徹底、リスクアセスメントの実施、全員参加による労働災害の防止への取組など、労働災害防止に向け一層の対応をお願いします。
- ② 依然として、積雪や凍結による転倒リスクがあります。特に、屋外通路、駐車場、建物の出入口は注意が必要です。「あわてず、あせらず、あなどらず」を肝に銘じつつ、転倒災害防止の徹底を図りましょう。引き続き、次の取組を心掛けてください。

- 時間に余裕をもって、急がず、小さな歩幅で歩きましょう。
- 屋外通路や駐車場などは除雪・融雪し、凍結防止剤を散布しましょう。
- 凍結しやすい場所などの危険マップを作成し、適切な履物を着用しましょう。

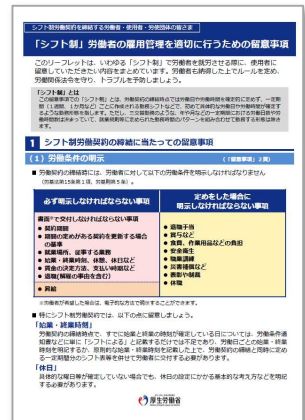


② 「シフト制」労働者の雇用管理 ～ 新たにリーフレットを作成しました～

いわゆる「シフト制(※)」で労働者を就労させる際に、使用者に留意していただきたい内容をまとめたリーフレットを作成しました。労働者も納得した上でルールを定め、労働関係法令を守り、トラブルを予防しましょう。



※ 「シフト制」とは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間(1週間、1か月など)ごとに作成される勤務シフト表などで、初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態を指します。



③ 建設アスベスト給付金制度が創設されました。要件を満たす場合は給付金等が支給されます。

昭和47年10月1日～平成16年9月30日の間に建設現場で石綿にばく露し、石綿関係の疾病を発症された労働者、一人親方、そのご遺族の皆様が対象となります。

相談窓口(労災保険相談ダイヤル)： ☎ 0570-006031



④ 業務によってコロナ感染した場合、労災保険給付の対象となります！

業務により新型コロナウイルスに感染した労働者は、**業種、職種を問わず労災保険給付の対象**となります。「**感染経路が特定できない**」、「**会社からの証明が受けられない**」等**お悩み**の方は、**労働局又は最寄りの労働基準監督署**にご相談ください。



⑤ 雇用維持の確保を支援します！

◆ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（休業等による雇用維持）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所で、休業等により雇用維持を図る事業主に対して助成します。

- 1 特例期間の延長（令和4年6月末まで延長予定）
- 2 業況の再確認（業況特例を利用している場合は、令和4年1月1日以降売上げ書類等の再提出が必要。また令和4年4月以降は毎月業況を確認する。）

雇用調整助成金		休業支援金等	
対象期間	支給率	対象期間	支給率
令和4年1月1日～3月31日	8割	令和4年1月1日～3月31日	8割
令和4年4月1日～6月30日	8割	令和4年4月1日～6月30日	8割
令和4年7月1日～9月30日	8割	令和4年7月1日～9月30日	8割
令和4年10月1日～12月31日	8割	令和4年10月1日～12月31日	8割



◆ 産業雇用安定助成金（在籍型出向等による雇用維持）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小を行う企業が、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用して従業員の雇用維持を行った場合、出向中における賃金等経費の一部を出向元・出向先に助成するものです。

令和3年8月1日以降、グループ内企業間での「在籍型出向」について、助成金対象に追加となりました。

【出向の送り出し企業や、受け入れ企業に関する情報】

産業雇用安定センター栃木事務所：☎ 028-623-6181

【助成金に関するお問合せ】 各ハローワーク又は職業対策課分室へ

各ハローワーク：<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>

職業対策課分室：https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00074.html



⑥ 新型コロナウイルス感染症に係る小学校休業等に伴う保護者の休暇取得を支援します！

◆ 小学校休業等対応助成金（令和4年6月末まで延長予定）

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇(以下「学校休業等に伴う休暇」といいます。)を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度です。

休暇取得期間	日額上限額 *	申請期限
令和4年1月1日～3月31日の休暇	令和4年1～2月 11,000円 令和4年3月 9,000円	令和4年5月31日(火)必着
令和4年4月1日～6月30日の休暇	9,000円	詳細決定後HP等でお知らせします

* 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の実施区域は15,000円が支給上限

■ 労働者の皆さまへ

【小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内】

「企業にこの助成金を利用してもらい、学校休業等に伴う休暇を取得したい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用働きかけ等を行っています。

⇒ **ご相談は、栃木労働局雇用環境・均等室内 特別相談窓口（☎ 028-633-2795）へ**



⑦ 不妊治療と仕事の両立の環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します！

◆ 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

不妊治療と仕事の両立に資する職場環境の整備に取り組み、**不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主**を支援する制度です。

【支給額A】環境整備、休暇の取得等 28.5万円<36万円> ※最初の労働者のみ

【支給額B】長期休暇の加算（Aの受給後）28.5万円<36万円> ※1年度5人まで

<>内は生産性要件を満たした場合の支給額

⇒ **まずは、栃木労働局雇用環境・均等室（☎ 028-633-2795）までご相談ください**

